

議員案第10号

国家情報会議設置法の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年6月16日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

森 戸 よう子

国家情報会議設置法の撤回を求める意見書

令和8年5月27日の参議院本会議で、国家情報会議設置法案が賛成多数で可決し、成立した。

これは、政府のインテリジェンス（情報の収集及び分析）機能強化に向け、首相が議長となる閣僚級の「国家情報会議」を新設し、内閣情報調査室を事務局機能として「国家情報局」に格上げするものである。省庁を横断的にまたぐ情報を集約し、強化するものであるが、日本国憲法が保障する国民の基本的人権の不当な侵害の防止や、政治的中立性を確保するための措置が講じられていない。

衆議院では、運用段階でプライバシー保護等の配慮を求める附帯決議を採択したが、法的拘束力はなく、実効性は担保されていない。参議院では、修正案が提出されたが否決された。修正案では、米国や英国が導入している国会監視の仕組みとして、重要情報活動の実施又は外国情報活動への対処に際し、国民の基本的人権が不当に侵害され、これらに従事する職員の政治的中立性が不当に損なわれないかを等々、公正な立場で検証及び監察する独立した機関の設置の検討や年1回の国会報告義務を課すこと等を求めている。

高市首相は「特定の党派を利する目的で情報の収集や集約を命ずることは決してない」と答弁している。そうであるなら、高度な機密情報を除き、国民に見える形でチェックする体制を整えるべきである。

収集される情報範囲は「重要な国政の運営に資する情報」と曖昧であり、原則、個人情報保護法で目的外使用が禁じられているが、情報が「機密扱い」となれば、目的外使用されたかを知る術がない。

高市首相が「国論を二分する政策」と自認しているなら、なおさら、多数の合意が得られるよう、国会での指摘を受け止め、運用の透明性を高める必要がある。安全保障上のリスクを強調するあまり、国民の権利を軽視するようなことがあってはならない。民主的な統制の仕組みを整えることが不可欠である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国家情報会議設置法の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
防衛大臣 様

議員案第11号

教育現場の萎縮をまねく教育基本法違反認定に対して是正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年6月17日提出

小金井市議会議員

ながとり 太郎

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

教育現場の萎縮をまねく教育基本法違反認定に対して是正を求める意見書

令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で船が転覆し、同志社国際高等学校の女子生徒と船長の計2人が死亡する重大な事故が起こった。二度と今回のような痛ましい事故を起こさないためにも、原因や経緯について厳しく検証し、学校現場の安全確保策を講じるとともに、市民団体及び船の関係者も徹底した自己検証を行うことが求められる。

しかし、教育内容の政治的中立性に関しては、教育現場での安全対策とは別問題であり、慎重に議論されなければならない。同年5月22日、松本洋平文部科学大臣は同校の教育内容が、政治的中立性を定めた教育基本法に反するとの考えを示した。教育基本法制定後、文部科学省が政治的中立性を理由に同法違反と認定するのは、初めてのことである。

教育基本法第16条には「教育は、不当な支配に服することなく」行われなければならないと明記されており、今回の文部科学省の見解は、教育内容への権力の直接介入と言わざるを得ない。戦後、全国の学校が取り組んできた平和教育及び平和学習そのものが萎縮し、子どもたちの貴重な学習の機会が失われることを危惧するところである。

同年6月1日には、主権者教育に取り組んできた市民団体、研究者、教員等が記者会見を開催し、教育現場の萎縮に対し、危機感を訴えた。総務省及び文部科学省は「私たちが拓く日本の未来」と題する高校生向け副教材と教師用指導資料を作成しており、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」についても詳細に説明している。

平和教育及び平和学習は、多様な意見があることを前提に、過去から現在につながる課題を子どもたちが主体的に考える機会にしなければならない。子どもたちは自ら考え、判断する力を持っている。政治的中立性が確保されているかどうかは、本来的には教員同士の議論と相互批判を通じて、子どもや保護者の意見も十分に踏まえながら、検討、解決されるべきであり、政府が一方的に見解を示すものではない。

よって、小金井市議会は、教育現場を萎縮させないために、政府に対し、教育基本法違反と認定した文部科学省の見解の是正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康 夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

議員案第 1 2 号

平和教育における政治的中立性の確保及び安全管理の徹底を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 7 日提出

小金井市議会議員

清 水 学

河 野 麻 美

平和教育における政治的中立性の確保及び安全管理の徹底を求める意見書

本年3月、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らを乗せた船舶が転覆し、生徒1人及び船長1人の尊い命が失われ、14人が負傷した痛ましい事故が発生した。当該船舶は、米軍の辺野古新基地建設に対する反対活動を行う団体が運航し、抗議活動の現場周辺で使用されていたものである。修学旅行という公教育の場において、安全管理体制や運行実態が不透明な当該船舶に生徒が乗船していたことは、児童生徒の生命の安全確保及び教育の政治的中立性の観点からも、多くの国民に深い懸念と衝撃を与えている。

学校教育における平和学習は重要である一方、教育基本法第14条第2項にのっとり、政治的活動であってはならない。教育は、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合において、特定の見方や考え方に偏った取扱いで、児童生徒の主体的な考えや判断を妨げることなく、多様な視点から自ら考え、判断する力を育むものでなければならない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、学校行事における安全管理の徹底のみならず、教育活動と政治・社会運動との距離感及び教育の政治的中立性の確保について、国を挙げた厳格な検証をするよう、以下の事項について求めるものである。

- 1 平和教育及び主権者教育の政治的中立性の確保状況並びに修学旅行や校外学習等の学校行事において、特定の政治的主張又は社会運動を行う団体等が教育活動の実施主体又は受入先となっていないか、実態について全国的な調査を実施し、その結果を公表すること。
- 2 今回の事故を踏まえ、公教育の場における児童生徒の安全確保（学校保健安全法の遵守）及び教育の政治的中立性の両立に向け、外部有識者を交えた検証を行うとともに、学校行事における受入れ団体等の選定基準、保護者への説明及び安全管理に関するガイドラインを策定すること。
- 3 各都道府県教育委員会等に対し、学校行事の企画及び実施段階における確認体制の強化を促すとともに、教育の政治的中立性及び児童生徒の安全確保の観点から必要な指導・助言を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
法務大臣 様
文部科学大臣 様

議員案第 13 号

殺傷武器輸出解禁の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

森 戸 よう子

殺傷武器輸出解禁の撤回を求める意見書

政府は、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」を改定し、戦闘機や艦船、ミサイル等の殺傷及び破壊能力を持った武器の輸出を全面的に解禁した。「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改定が、国民にも国会にも諮ることなく、閣議で決定されたことは重大である。

これまでの国産武器の完成品の輸出を、非戦闘目的に限る「5類型」（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）の制限を撤廃し、殺傷能力の高い大型攻撃兵器を始め、全ての武器の輸出を解禁した。国際共同開発・生産されたものやライセンス生産品に限らず、国産の長射程ミサイルや戦闘艦などが初めて輸出できるようになった。

輸出先については「国連憲章の目的と原則に適合する方法で（武器を）使用することを義務付ける国際約束（防衛装備品・技術移転協定）」を日本と結んでいる国に限るとしている。現在の締結国は米国や英国など17か国としているものの、協定を結びさえすればいくらかでも拡大できることは明らかであり、「国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束」の締結が条件の場合においても、順守される保証はない。

政府は、日本から輸出した武器が「他国への侵略に使用していることが確認される場合には、使用停止を求め、相手国に対し是正を強く要求する」（4月21日、参議院外交防衛委員会）としているが、2023年の「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改定に基づき米国に輸出したパトリオット・ミサイルを米軍がどのように使用しているか、イラン攻撃への使用状況については、調査の有無を含めて明らかにしようとしておらず、これでは何の歯止めにもならないと言わざるを得ない。

日本は過去、武器の輸出を全面禁止してきた。それは平和国家として、国際紛争の助長を回避する目的だったはずである。今回の改定が、国際紛争を助長する危険を高めることは避けられない。日本国憲法第9条を持つ平和国家の歩みに、逆行する武器の輸出はやめるべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対して、殺傷武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改定の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎 藤 康 夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

議員案第 14 号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

清 水 学

水 谷 たかこ

水 上 洋 志

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満で生まれる極低出生体重児にとっては、感染症、合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産、帝王切開等母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会及び一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、以下の事項について、必要な措置を講じられるよう強く求めるものである。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理、ドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時、産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤康夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

議員案第 15 号

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年6月17日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

清 水 学

安 田 けいこ

水 上 洋 志

片 山 かおる

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護及び世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的孤立、経済的困窮、そして学びや就業の機会喪失等、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラー等、その実態は多様化及び複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育て等の制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労、学び等の社会参加を継続できるよう、以下の事項について速やかに取り組むよう強く求めるものである。

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する、国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

議員案第 16 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

片 山 かおる

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかし、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯及び子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否、孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保等、居住に関する課題は多岐にわたり深刻化している。

現行の住居確保給付金及び生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化及び多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言え難い。

よって、小金井市議会は、政府に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、以下の事項について速やかに実施するよう強く求めるものである。

- 1 低所得世帯及び子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。
あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引き上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者及び子育て世帯への居住サポート住宅の整備並びに孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理及び遠隔見守りサービスを普及させるため、I o T技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 UR賃貸住宅及び公営住宅の空き住戸をN P O法人等に定期借家、低家賃で貸出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額及び所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を、現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤康夫

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様

議員案第 17 号

全ての都民に生活応援を行うことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 18 日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

全ての都民に生活応援を行うことを求める意見書

東京都は、物価高騰の中の生活応援事業として、東京アプリをダウンロードした方に対し、11,000ポイントを付与する東京アプリ生活応援事業を開始した。しかし、この事業で対象となるのはマイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン及びマイナンバーカードを所持している15歳以上の都民に限られている。スマートフォンを持っていない方、持てない方及びマイナンバーカードを持っていない方が最初から対象外となっている事は、重大な問題である。マイナンバーカードの取得は本来、任意であるため、事実上強制する事になってはならない。

生活応援事業なら、全ての都民が受けられる支援こそが必要である。誰も置き去りにしないよう、全ての人に行きわたる生活応援事業を実施すべきである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項について求めるものである。

- 1 東京アプリ生活応援事業の対象から外れた方（対応するスマートフォンを持っていない方及びマイナンバーカードを持っていない方）に対し、現金給付等、直接的な支援を直ちに実施すること。
- 2 都民に対する補助事業の申請方法等は、デジタルに限定せず、紙による申請等、他の方法でもできるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

東京都知事様

議員案第 18 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 19 日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

吉 良 のりこ

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方自治体には、少子高齢化を始め、子育て支援、教育、地域医療及び介護の充実、防災・減災対策、地域公共交通の確保、自治体DX、脱炭素化の推進等、多岐にわたる行政課題への対応が求められている。

政府は、これまで、「骨太方針2025」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材及び労務費の上昇による行政コストの増大に加え、慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き地方一般財源の総額の確保が必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、以下の事項について強く求めるものである。

- 1 子育て支援、地域医療、介護、生活困窮者支援等の自治体が担う社会保障関係経費及び地方単独事業を含め、必要な財政措置を継続・拡充し、これらを支える人材確保に向けた支援を強化すること。
- 2 自治体業務システムの標準化・共通化について、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化、自治体のサイバーセキュリティ対策強化等、自治体DXに伴うシステム改修のほか、手作業等の事務負担及び人件費の増額が想定される際や、システム移行によって増額した各種経費に関して、国策として進められていることを踏まえて、国の責任において必要な財源を補填し、十分な財政支援を行うこと。
- 3 保育事業、介護事業、学校給食事業、ごみ収集事業及びその他自治体が実施する委託事業について、労務費が適正に支払われるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。
- 4 目標設定が明確でない事業及び費用対効果が将来的に見込まれない事業について、人的資源の有効利用のため、見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
デジタル大臣 様
内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策） 様

議員案第 19 号

自衛隊員をはじめ、すべての職業に従事する方々の尊厳を守る決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

小金井市議会議員

吹春 やすたか

遠 藤 百合子

自衛隊員をはじめ、すべての職業に従事する方々の尊厳を守る決議

令和8年6月15日に開催された参議院決算委員会において、参議院議員古賀千景氏は、自身の教え子に自衛隊員が多いと述べた上で、「自衛隊に行く子供たちって、経済的に厳しい子供たちが行くんですよ。豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ。」との発言を行った。

その後、当該発言について撤回及び謝罪がなされたものの、国権の最高機関である国会の場において全国民に向けて発せられた言葉は極めて重く、この発言は、自衛隊員及びその家族、また、将来自衛隊を志す若者の進路選択を家庭の経済状況によって一面的に捉えるものであり、自らの意思と志をもって職業を選択した人々の尊厳を傷つけ、職業に対する偏見と差別を助長するものであり、断じて看過できない。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという重要な役割を担うとともに、災害時には被災地に赴き、国民の生命と財産を守るため、献身的に活動している。そこには、様々な背景を持つ人々が、それぞれの使命感と責任感を胸に職務に当たっており、その職業選択が経済的事情のみを理由として語られるべきものではない。

いかなる職業にも貴賤はなく、すべての人がその意思と能力に基づき職業を選択し、その人格と尊厳が尊重されなければならない。

よって、小金井市議会は、職業による偏見及び差別を断じて許さず、自衛隊員をはじめ、社会を支えるすべての職業に従事する方々とその家族の名誉と尊厳が守られる社会の実現を強く要望するものである。

以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会

議員案第 20 号

小中学校の建て替え工事や市民生活を含む 15 年間の財政計画を早急に
示すことを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

小金井市議会議員

藤 川 賢 治

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

小中学校の建て替え工事や市民生活を含む15年間の財政計画を早急に示すことを求める決議

令和8年第1回定例会終了後、小金井市教育委員会は、「小金井市学校施設長寿命化計画改定版」を公表した。それによれば、今後26年以内に市内の小中学校の建て替えや大規模改修などを行うために、総額813.4億円が必要になることが示された。この起債額は試算で概ね640億円を超えることになり、こうした大規模な公共事業は、これまでになく、財源の確保が課題である。

一方、既に市報でも明らかにされているとおり、小金井市は令和8年第1回定例会において、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設（以下「新庁舎等建設」という。）について、設計を変更せずに、工事費を174億円、総事業費を242.5億円に大幅増額させる方針を示している。

小中学校の建て替えと新庁舎等建設を合わせると、莫大な建設工事費と借金を抱えることになる。借金総額は300億円を超えることが予想され、小金井市自らが決めた財政規律ガイドラインを大幅に超える。この件については、令和8年第2回定例会において、今後2013年（平成25年）以降の借金の返済が開始されるが、いくら返済するのか問いただしても、金額や見通しについては示されなかった。このままでは小金井市の財政そのものが危機的状況になる恐れがあり、看過できない。

白井亨市長は、2023年（令和5年）に今後の財政の見通しが立ったとして、新庁舎等建設計画を再開することを明らかにしたが、実際には財政計画による見通しが明るいという根拠は何も示せず、財政の見通しは立っていなかったと言える。

よって、小金井市議会は、白井亨市長に対し、以下の事項を要望するものである。

- 1 2030年度（令和12年度）以降の小中学校の建て替え工事や市民生活を含む15年間の財政計画を早急に示すこと。
 - 2 こうした現状について、市民への説明会を開催すること。
- 以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会